

平成22年度 第2回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成22年10月12日(火) 午前10時～午後0時30分
出席委員 阿部秀保委員, 安藤ひろみ委員, 小田中直樹委員, 金子忠良委員, 菅野育男委員,
今野彩子委員, 佐藤孝子委員, 菅原真枝委員, 高木龍一郎委員, 田澤ひろ美委員,
槇石多希子委員

1 開 会

事務局：本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまから、宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。
開会に当たりまして、宮城県環境生活部共同参画社会推進課の増子課長よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ 環境生活部共同参画社会推進課長

増子課長：本日皆様には、大変お忙しいところ、審議会に御出席いただきありがとうございます。

本来であれば、環境生活部長がごあいさつを申し上げるところでございますが、本日は、開会中の県議会に出席をしておりますので、私のほうからごあいさつを申し上げたいと思います。

本日の審議会については、今年度第2回目ということになるわけですが、本日はパブリックコメントへの対応と答申案について、御審議をお願いしたいと考えてございます。

第2次男女共同参画基本計画については、昨年12月の諮問以来、部会での検討を5回、それから審議会での検討を2回お願いしてまいりましたが、本日の審議会で答申案の最終決定をお願いしたいと思っております。

本県の男女共同参画推進条例の施行から9年、それから基本計画の策定からは8年目ということになりますが、男女共同参画社会づくりに向けた取組は着実に進んでいると感じているところがございますが、一方では、分野によっては様々な課題を抱え、あるいは、進捗が遅れているというような状況もございます。

男女共同参画社会の実現のためには、県庁をあげて取組むことが不可欠でございますが、引き続き市町村や関係団体との連携を強化し、そしてまた、審議会の皆様の御意見をいただきながら、なお一層の取組を進めてまいりたいと考えておりますのでどうかよろしく願い申し上げます。

本日は、忌憚のない御意見をお願い申し上げましてごあいさつとしたいと思います。
どうかよろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

なお、伊藤委員と原田委員のお二人から本日所用のため欠席する旨の御連絡をいただいております。

また、間もなく入室されます槇石委員を含めて本日の審議会は、委員13名中11名の方が御出席ですので、宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数である半数以上を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、引き続きまして資料の確認をさせていただきます。

(「資料」及び「既配付資料」等の確認)

本日は次第にありますとおり、2つの議題について御審議いただきます。

1つは、「宮城県男女共同参画基本計画(第2次)答申中間案に係るパブリックコメント等の実施結果及び対応案について」でございます。

2つ目は「宮城県男女共同参画基本計画(第2次)答申案について」でございます。本日、答申案について最終決定いただくものでございます。

限られた時間での御審議となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第20条第1項の規定によりまして、小田中会長に議長をお願いいたします。

3 議 題

(1) 宮城県男女共同参画基本計画(第2次)答申中間案に係るパブリックコメント等の実施結

果及び対応案について

(2) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申案について

小田中会長：おはようございます。本日はお忙しい中を御参集いただきまして誠にありがとうございました。

先ほど司会の方からもお話がございましたが、今日は最終的に基本計画の答申を決定するという大切な会議でございます。

限られた時間での審議となりますので、議事進行につきまして皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

次第3、議題の「(1) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申中間案に係るパブリックコメント等の実施結果及び対応案について」と「(2) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申案について」については、関連いたしますので一括して審議させていただきたいと思っております。

まずはじめに事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。

資料につきましては、大量でございますし、また事前に皆様にお配りさせていただいたということもございますので、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

では事務局からよろしくお願いいたします。

(事務局から、パブリックコメント等の実施結果並びに資料1、資料1-1、資料1-2、資料1-3及び資料2に沿って説明)

小田中会長：ありがとうございます。ただいま事務局の方から御説明いただきましたけれども、資料について御質問等ございますか。

なければ、具体的な内容に入っていきたいと思っております。

これらのパブリックコメントや説明会での意見、県庁内部からの御意見につきましては、既に検討部会の方で御協議いただいた上、審議会としての考え方の案、あるいは対応案を取りまとめていただいております。

そこで、ここでは部会長である高木委員の方から、検討部会での検討状況等についての御説明をいただきたいと思っております。

お願いいたします。

高木委員：ただいま事務局の方から資料説明していただいた中の「資料2」を開いていただきながら、「資料3」に基づいて御説明させていただきます。

(資料3に沿った説明)

高木委員：以上、資料3について御説明いたしました。男女混合名簿について要約して申し上げます。

例えば、身体検査などの場合は、男女別名簿が現に作られていて、それは児童生徒の目には触れないという状況にあることはわかっていますが、特に問題なのは、出席簿で出席をとられる時に、男女混合名簿に従ってやっているのかどうかということです。

出席をとる時の具体的な実施状況については調査が行われていないということですが、この実態がわからないと判断ができないという意見があったということをつけ加えます。

さらに、それに関連して資料4の2ページ目に、男女混合名簿導入率についての担当部局からの御意見の詳細があります。その次に、現に教育庁が実際に行っている調査ということで「別紙1」と「別紙2」の調査票が添付されています。

それから、佐藤委員から、男女混合名簿について提出された御意見が載っていますが、こちらは後ほど審議会の検討の場で御説明していただければと思います。

小田中会長：ありがとうございます。

部会委員の皆様には、大変お忙しい中、部会を開催して御議論いただきまして大変ありがとうございました。

部会での御議論により、だいたい焦点が絞られてきたなと感じております。

ただいま部会長の方から御説明がございましたが、検討部会で協議した結果として、事務局で担当部局の見解を確認した上で審議したい、という点が2点ほどあったということでございます。

具体的には、男女共同参画指標の「県の管理職に占める女性の割合」と「男女混合名簿導入率」です。

それでは、事務局の方で御確認いただいた担当部局の見解等について御説明をお願いしたいと思います。

事務局：ただいま高木委員からも資料の概略をお話いただきましたが、改めて「資料4」について御説明申し上げます。

(事務局から、資料4、資料5及び参考資料に沿って説明)

小田中会長：ありがとうございました。

それでは資料3及び資料4にありますように、パブリックコメント等を受けて答申中間案を修正した点について御議論いただくべきところですが、その前に、資料5の最終答申案全般について御意見等がございましたら伺いたいと思います。

繰り返しますが、パブリックコメント等で御意見があった点につきましては、これから改めて議論させていただきますが、その前に答申中間案から変更されていない部分につきまして、この場で御意見等ございましたらば、最後の機会ですので、御意見、御質問等をお出しいただきたいと思います。

もし特にございませんでしたらば、資料3、資料4について、修正すべきかどうかという点について御議論いただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

佐藤委員：最終ということで、少し視点を変えたところで、御検討いただきたい点をお話したいと思います。

基本目標の「2 家庭における男女共同参画の実現」あるいは「4 職場における男女共同参画の実現」に関わりのあるものとして、ワーク・ライフ・バランスがございまして。

これに関しましては非常に重要だと思います。私も教育の現場にいる者として、お父さんやお母さん方の働き方が、子どもに多大な影響を与えているということを実感しております。

簡単に言いますと、早くお帰りになることができるようになれば、その保護者の生活習慣もかなり望ましい方向に向かうと思いますし、家庭生活の中で子どもを養育しているわけですから、子どもの基本的な生活習慣も、現在よりも良くなるものと期待しております。

このワーク・ライフ・バランスというものをより良い方向で実現できていったならば、保護者や子どもの生活習慣がそれに伴って、いまよりも良くなるということをお大変期待しているものですから、こういった視点に関しての記述が、どの項かで言及されると大変ありがたいと思っております。

家庭生活の中で子育てに関しては、いま重要な局面にきておりますので、ぜひこういった視点をどの項かに付け加えていただきたい、という意見でございます。

小田中会長：ありがとうございました。

佐藤委員の御意見ですと、どの項かというのは「2 家庭における男女共同参画の実現」か「4 職場における男女共同参画の実現」の中のどこかの項という含みでよろしいでしょうか。

佐藤委員：「3 学校教育における男女共同参画の実現」ですと学校教育になってしまいますので少し違うと思います。

育児・子育てに関しては、現在あまり望ましくない状況も多分でございます。

男女共同参画に関しては、教育問題だけを論ずるものではないので少し難しい面はあるかと思いますが、「2 家庭における男女共同参画の実現」に「男女が協力しながら家庭生活の責任を担う」という文言がございます。

こういったことから派生して、それによって例えば女性のゆとりが出てきて、育児・子育てに関して軌道修正が図られるのではないかと期待しておりますので、こういった子育てに関する充実、是正といいますか、望ましい方向に子育てができるようになるというような期待感をここに表現できないかなと考えております。

小田中会長：ありがとうございました。

ワーク・ライフ・バランスそのものについては、「4 職場における男女共同参画の実現」の施策の方向「(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」で出ておりますが、いまの佐藤委員の御意見は、ワーク・ライフ・バランスと子育ての関連をもう少し強調すべきであるというような御意見と承りましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

佐藤委員：枠としてのワーク・ライフ・バランスが確立されたとしても、それによってどのような効果があるかということ、つまり、ただ時間ができただけではなく、それが家庭生活に非常にプラスになるという表現にできないかということです。

これは家庭教育という視点からの提案なので、少し難しい面はあるかと思えます。

小田中会長：わかりました。

そうしますと、現計画では「3 学校における男女共同参画の実現」と「学校」だったものが、今回は「3 学校教育における男女共同参画の実現」と「学校教育」に限定されましたので、「2 家庭における男女共同参画の実現」で表現できればというようなことと考えてよろしいでしょうか。

佐藤委員：はい。現計画では「3 学校における男女共同参画の実現」と「学校」とされておりましたが、今回「3 学校教育における男女共同参画の実現」と「学校教育」とされています。

いま幼児教育などが問題になっておりまして、家庭での基本的な生活習慣を確立させることが非常に重要な課題となっておりますので、こういったことも関連づけて言及いただければ大変ありがたいと思いました。

小田中会長：そうしますとやはり佐藤委員の御意見としては、「2 家庭における男女共同参画の実現」において、ワーク・ライフ・バランスが家庭教育に効果があるような形で進むべきである、というような観点をどこかに入れるべきであるという御意見と承りましたがそういうことでよろしかったでしょうか。

佐藤委員：この場で突然申し上げたお願いでございますが、御検討いただければ幸いです。

小田中会長：本日は答申について審議する最終の審議会ですので、この場で皆様方のコンセンサスを得た上で、最終的な細かな文言の調整等については、正副会長と事務局とで行いたいと思えます。

例えば、基本目標のところ、ワーク・ライフ・バランスの推進が家庭における子ども達の教育環境の充実に資するよう形で整備されることを促進する、というような文言を入れておくということだと思えます。

いまの佐藤委員の御意見ですと、いま申しましたとおり、13ページの基本目標の「また」の後に例えば「ワーク・ライフ・バランスの促進、推進が子ども達の成長環境の改善に資する方向を促進するとともに」を加えるということになりますでしょうか。

文言は若干調整させていただきますが、そういった文言をここに入れたいというのが佐藤委員の御意見でございますが、他の委員の方々はいかがででしょうか。

高木委員：佐藤委員の提言自体は、誠にそのとおりだと思います。

しかし、説明がないままに「2 家庭における男女共同参画の実現」に入れると唐突な印象も持たれかねないのと、入れ方によってはワーク・ライフ・バランスが家庭内教育の促進だと結びつけて考えてもらえないことも懸念されます。

ですから、17ページ「4 職場における男女共同参画の実現」の丸印の3番目の「～を凶っていくことが必要である。」の次に、さらに各論的に「このことは家庭の教育環境の充実ということにも資することになるであろう」といったような形で結びつけたほうが誤解はないのではないかと思います。

「4 職場における男女共同参画の実現」の現状と課題として、労働者の働き方、家庭生活とのバランス、そして家庭生活の中でも例えばということで、子どもの教育等にかかる時間も確保できて、それがワーク・ライフ・バランスの果実であるといったような形にまとめいただくと、誤解が無くて済むのではないかと思います。

小田中会長：佐藤委員はいかがですか。

佐藤委員：そのとおりでよろしいと思えます。

小田中会長：ただいまの高木委員の御発言は、17ページの丸の3番目「～必要である。」の次に「このことは、ひいては家庭教育環境の改善に資することが期待される。」を加えるということです。

高木委員：その辺の文言は正副会長と事務局にお任せいたします。

小田中会長：よろしいでしょうか。

佐藤委員：ありがとうございます。

小田中委員：ありがとうございます。

文言につきましては若干調整はあるかと思いますが、いま申し上げたようなワーク・ライフ・バランスと子どもの生育環境の関係について書き込んでおきたいということでございます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

高木委員：細かいところですが、若干の文言の修正をお願いします。

例えば9ページの「第3章 男女共同参画の実現のための施策」の下から6行目に「セクシャルハラスメント」という言葉がございますが、人事院等の指針でも「セクシュアルハラスメント」と表現されているようです。

他にも数箇所あったと思いますが、検索していただいて統一しておいた方が良いかと思えます。

小田中会長：それでは事務局の方で検索いただいて修正をお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、答申中間案から変わっていない部分につきまして、他に文言の誤り等を見つけた場合には、事務局の方に直接お伝えいただきますようお願いいたします。

また、最終答申案全般につきましては、いまの佐藤委員の意見を反映させるということと、高木委員から出た文言の修正を加えるということとをまとめてみたいと思えます。

それでは続きまして、資料3と資料4におきます、パブリックコメント、説明会それから県庁内部からの御意見に対する対応につきまして、1つずつみてまいりたいと思えます。

お手元の「資料3」をご覧ください、1件ずつ見てまいります。

基本的には、検討部会の対応方針で良いかどうかという観点で見てまいりたいと思えます。資料3の「1 計画の体系（施策の方向）の修正」です。

(1) についてです。（* 記載内容を音読）

先ほど部会長からも御説明がございましたが、指摘のとおり修正するとともに、本文中の説明表記も削除するという形で対応したいということでございます。

この対応でいかがでしょうか。

御意見がなければこのまま、あるいは御異論があればお話いただければと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして(2)です。（* 記載内容を音読）

大学におりますとキャリア・デザインという言葉は、就職活動支援の別名としてよく耳にする言葉なのですが、文部科学省関係等でも特に使用例がないということですので、このように直したいということ。なるべく片仮名表記は減らしたいということでございます。

これはいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは部会の方針を採用いたします。

次に(3)です。（* 記載内容を音読）

これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。これについても部会の方針を採用いたします。

「2 本文の追加・削除」でございます。

(4) についてです。（* 記載内容を音読）

これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。これにつきましても部会の方針を採用いたします。

次に(5)です。（* 記載内容を音読）

これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。ではこれも部会案のとおりといたします。

次に「3 指標関係」でございますが、このうち(6)は後の審議に回して、(7)を最初に審議いたします。

(7) についてです。（* 記載内容を音読）

これについてはいかがでしょうか。

阿部委員：事務局から説明いただきたいのですが、案では「農業委員の選出が一部選挙によること等」とされています。「一部選挙」ではなくて「選挙」が原則で主だと思えます。

ですから「選挙であり、一部選任であること等から」などのように回答としてはどうかと思えます。

小田中会長：猪股専門監いかがでしょうか。

猪股専門監：こちらについては、担当部局から選挙による方法と選任・推薦による方法があることを聞き取った上で記載したのですが、原則等まで確認していませんでしたので、ただいまいただいた御意見のとおり修正させていただきたいと思っております。

阿部委員：おそらく各自治体の農業委員は、8割方が選挙で選ばれ、残りの約2割が農協役員や議会議員という場合が多いと思っておりますので、「一部選挙」という表現には違和感を感じました。

高木委員：その前に、これら資料の対応案がどのように公表されるのか説明をお願いいたします。

猪股専門監：パブリックコメントの状況等については、本日の審議会での最終審議後に公表することになります。

具体的には、資料1-1につきまして、こういった意見があり、その意見に対してこのように対応いたします、あるいは対応いたしません、という回答をホームページ等で公表することとされております。

高木委員：阿部委員の御指摘はごもっともだと思いますので、対応案の「農業委員の選出が一部選挙によること等」を「農業委員の選出が選挙によるものが主であること等から」としたほうが誤解を招かないということかと思っております。

小田中会長：ありがとうございました。

ではそのように修正いただくということでよろしくをお願いいたします。

必要であれば、再度担当部局の方にも御確認いただきまして、その上で誤解のないような文言に修正をお願いしたいと思います。

では農業委員につきましてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

ではもう1度(6)に戻ります。(※ 記載概略を音読)

資料4の「1 県の管理職に占める女性の割合(知事部局)(参考指標)について」の「担当部局の見解等(総務部)」にありますような回答が出ております。(※ 記載概略を音読)

こちらを御覧いただいた上で、現行のまま参考指標とするべきか、あるいは国の答申にのっとった形で何らかの形で数値を入れるかということについて、今日この場で御議論いただいて決めたいと思っております。

この点につきまして、御意見、御質問等ございましたらお出しいただきたいと思っておりますが、最初に、部会長の高木委員から部会での協議内容等についてお話させていただきたいと思っております。

高木委員：これから私が話すことで、部会の委員の方々でそれは違うというところがあれば御指摘いただきたいと思っております。

まず「県の管理職に占める女性の割合(知事部局)」については、可能な限り目標値を出してほしいということだと思っております。

なお付け加えれば、資料4に「人事評価に基づき個別具体的に決定されるものであり」と書かれていますが、これはおそらく国だろうと同じことですから、国で目標値を出しているものがなぜ県で出せないのか、さらに、御提案させていただいた性別ごとの管理職の比率ということであれば、大きな差異は生じないものと予想されるわけです。

数の多さではなく、男性のうちの何パーセント、女性のうちの何パーセントというのは、同じように期待される数値として出てくるものでしょうし、それによって、個別具体的な人事評価を左右するまでの縛りにはならないでしょうから、出せるのであれば出したほうがいいのではないかと思います。

小田中会長：ありがとうございました。

他の委員の皆様からも御意見がございましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

金子委員：人事考課なり評価が良くなって管理職に登用されるという流れであれば、例えば教育訓練などがある意味で女性に登用するためのポジティブ・アクションになると思っております。

ですから、そういった意味で、教育訓練などのポジティブ・アクションにより女性の管理職登用率が上がっていくということになるのであれば、国と同様に目標値を掲げてもいいように思います。

小田中会長：ありがとうございました。他の委員の方々はいかがでしょう。

高木委員、ちなみに国は30%ですが、目標値を掲げるとすれば宮城県の場合は何%ということなのでしょう。

高木委員：妥当な目標数値を事務局の方で検討していただければいいかということ。国と県では、職員数あるいは管理職に占める女性の割合が現時点でも違うでしょうから、審議会の方から目標数値を提示するのではなく、県において自律的に設定していただきたいというのがここでの意見です。

小田中会長：他の委員の皆様はいかがでしょう。

佐藤委員：先日の検討部会でも話は出たのですが、資料4の1ページに「知事部局における年代別男女構成割合」が出ております。

また、文章の3行目に「かつては女性職員の採用が極端に少なく」とありますように、それが具体的な数値として如実に表れている一方で、20歳代では男女の構成が半々近くになっています。

単純な発想ですが、これからのことを考えますと、女性の割合が極端に少ないことはなくなると思われますので、あまりこだわらずに目標数値を掲げても構わないのではないかと思います。

金子委員：ここで確認させていただきたいのですが、女性の割合が20歳代から50歳代に上がるにつれて減っていますが、採用されてから結婚して辞める方も当然いると思います。

例えば50歳以上の割合は、現在男性89.5%、女性10.5%ですが、採用時点ではどうだったのでしょうか。

現在の20歳代の割合は男性54.6%、女性45.4%で、おそらく採用時点とほぼ変わらない割合だと思います。

50歳以上の採用時点の女性の割合は、現在より高いことが推測されますが、参考までに採用時点の割合を教えてくださいませんか。

猪股専門監：人事当局に確認しないとはっきりしたことは申し上げられませんが、おそらく現在の割合よりは、若干女性のほうが多かったと思います。

当然、結婚や出産で辞められた方、あるいは50歳代になりますと介護や年金の関係で辞められる方等々もいらっしゃいますし、特に、区分別採用されていた時代ということもございますので、採用時の女性割合については、現在よりは多かっただろうと推測しますが、詳細なデータは把握してございません。

安藤委員：年代別男女構成割合については、県の管理職に占める女性の割合（知事部局）を議論する中で、現状把握の観点から事務局に提示いただいたものです。

管理職の多い40歳以上の職員数を見ると、女性構成割合はそもそも15.5%であることから、国のような数値目標を立てても当面は追いつかないという現実を知ったわけですが、今年度の新規採用職員は男女比がほぼ半々と伺いましたので、10年後、20年後を考えれば、管理職に占める女性の割合について、ある程度の目標値を掲げることができるのではないかと思います。

他の委員の方々がおっしゃったように、50歳代、40歳代の職員のリサーチは難しいかも知れませんが、現在の30歳代の職員の動向はリサーチできるのではないかと思います。

入庁された時の男女構成割合のほか、退職されている女性の割合が本当に高いのか、それともきちんと職を全うしておられるのか、そういったことも参考にしていただくと、現実に近い宮城県の数値目標などを掲げることができるのではないかと思いますし、10年後20年後を想定するとこのようなことが推計されます、と示してはいかがでしょう。

小田中会長：ありがとうございました。他に御意見等ございますでしょうか。

ただいま御意見をいただきましたのは、検討部会の部会委員をお務めいただいた皆様方だと思います。

検討部会委員以外の皆様からも御意見等をお伺いしたいのですが、ちなみに首長のお立場から数値目標について、阿部委員はいかがでしょう。

阿部委員：理想的には先ほど高木委員がおっしゃったとおりだと思いますが、私も首長ということで知事と抱えている問題は同じだと思っております。

先ほどお話のありました人事評価制度については、平成17年に国から示された方針に基づいて各自治体で取り組んでいます。現場ではまさにこれからだろうと実感しています。

正直に申しまして、採用された人数もそうなのですが、各自治体にはそれぞれこれまでの

歴史がございます。

配慮はしているのですが、ある程度の年齢で管理職になることも事実でありますし、そういったことからすると各自治体において目標数値を定めるというのは難しいところがあると思います。

また、そのプレッシャーや期待に女性管理職が応えていただければよいのですが、執行者としては、その配慮が逆にならないかといった心配もがございます。

立場の違いでしょうか。おそらく各自治体で悩んでいる点だと思います。

小田中会長：ありがとうございます。

阿部委員からは、同じ首長として、数値化するのとはなかなか難しいことは理解できるという御意見かと思えます。

阿部委員：そうですね。現在の20歳代や30歳代の職員についても、目標値を設けるということは各自治体では難しいことだと思います。

小田中会長：わかりましたありがとうございます。

ちなみに今回の計画は、平成23年度から平成28年度まで、2011年度から2016年度までの6年間ですから、タイムスパンの問題等もあるということでございます。

菅野委員はいかがでしょう。

菅野委員：JA仙台の具体的な例をお話したいと思います。

JA仙台は職員数が約600人ですが、ここ5年間の採用者の割合を見ますと、女性が約65%、男性が35%となっています。

採用試験の結果を見ますと、ほとんど女性が上位を占めていまして、ここ4～5年はほぼこのような割合で推移しています。

毎年約20人ほど採用しており、応募者数は100人の年もあれば200人の年もあります。今年は350人～360人の応募でしたが、大卒者については同様の割合となっております。

また、管理職の割合ですが、これは先ほど阿部委員が「採用された歴史」という表現をされていましたが、まさに農協もそういう歴史がありまして、なかなか女性の管理職への登用ができないで困っております。

積極的に登用したいということで人事考課するのですが、課長に抜擢しても2年位で挫折してしまうことが非常に多く、先ほど申しましたように、フルパート、アルバイト合わせて約600人の職員の中で、女性の管理職は補佐を含めても10人までいない状況です。

県庁や自治体と農協を一概に比較はできませんが、私としては目標をきちんと示して、その目標に向かっていく方が、達成が早いのではないかと思います。

小田中会長：田澤委員はいかがでしょう。

田澤委員：地域で女性のためのキャリア塾というものを行っておりました。

その際に50歳代の方々からは、リーダーシップを持つようになった管理職になるまでに受けた段階的な教育の中では、職業キャリアと自分の人生を考える機会が少なかったという感想をいただきました。

職業人生を振り返ってみると、この位の年齢で辞めるのではないかというM字型曲線を前提としたような教育体系も刷り込まれていたのでは、という感想もありました。

専門性を高めるための教育や考えることはあったのですが、自分自身の人生計画を考える機会がなかなかなかったというのが悩みとして多く出ました。

20歳代から30歳代位の方々と勉強会を行った際には、まず働き続けるためにはどうしたらよいか、何が必要かというようなことを具体的に考えていらっしゃいました。

先輩をメンターとするだけでなくいろいろな研修を受け他にもロールモデルとなるような方を見つけ、その人の生き方から自分のキャリアプランを模索し自分自身のフレームワークを創っていかうというような動きも出ていました。

指標についてどうかという意見にはなりません相談を受けた方々の御意見ということでお話ししました。

小田中委員：ありがとうございました。他に御意見等ございますか。

槇石委員：県の管理職に占める女性の割合について議論する中で、政令指定都市である仙台市の数値というの、私達は当然ながら視野に入れるべきだと思います。

また、25ページの参考指標を見ますと、「県の管理職に占める女性の割合（知事部局）」

が掲載されていますが、「企業の役職者に占める女性の割合」では、部長級、課長級及び係長級などの詳細な区分ごとに現況値が掲載されています。

他県では、県の管理職に占める女性の割合について目標値を掲げていたところもあったと思います。

やはり情報は開示していただきたいということと、もう少し言えばこれからの人達についても励みにもなりますし、それからいま研修などというお話もございましたので、現状を踏まえつつ目標値を掲げたほうがよいのではないかと考えました。

高木委員：ただいまの榎石委員の御意見に便乗するようで恐縮ですが、先ほど目標値を自律的に設定してほしいということを申し上げましたが、阿部委員がおっしゃったとおり各市町村の実情もございますから、一概に論じることは難しいのかも知れません。

しかし、国では10年後2020年の目標値30%を掲げていますので、国の現状と本県の現状を比較して、それに応じて按分比例して目標値を算出することもあり得ると思います。

ですから、本県独自の修正も含めた上で、ぜひ国の目標値を横目でみながら、2020年、10年後に現在の20歳代後半や30歳代の方が40歳代になり、まさに管理職になる時の本県自体の目標値を出していただきたいのです。

なぜかというのは、先ほど榎石委員がおっしゃったとおりの理由で同じであります。

小田中委員：ありがとうございます。席を外してしまいまして申し訳ありませんでした。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

今野委員：榎石委員が仙台市のお話をされたので思い出したのですが、先日仙台市の若手管理職員の方4～5名と市長にお会いする機会がありました。

企業の中にいますと、女性管理職という立場の人にお会いする機会がそれほど多くないのですが、仙台市という大きな組織の中で管理職という立場にいる女性がこんなにいるのだと驚きました。

その時、市長が仙台市としてもポジティブ・アクションや企業に対しての働きかけをしている上で、やはり率先して女性の管理職への登用を行っていくということが大事だと思うということをおっしゃっていただき、そういう意味でも、県としてポジティブ・アクションの事業を推進していく上で、何らかの目標値というのを掲げていただくことによって、私達企業の励みにもなりますし、時間はかかりますけれども風土の醸成につながっていくのではないかと思います。

ただし、これまでのお話や資料を読みますと、現実的にはなかなか難しいところもあると思いますので、先ほど高木委員がおっしゃった各性別における管理職の比率、具体的には女性職員における女性管理職の割合が現在2.2%となっていますが、これが少しでも高い数値して掲げるということができればいいのではないかと思います。

小田中会長：ほかに御意見等ございますでしょうか。ひととおりの伺いさせていただきました。

意見の多くは、基本的には目標数値として掲げるべきではあるが、阿部委員がおっしゃったようにタイムスパンを少し長い目でみる必要もあるだろうということでございます。

それから、高木委員をはじめとして出ましたとおり、むしろ県庁内部で出すべき数値であって我々審議会がどうこういう数値ではないだろうということもございました。

時間もずいぶんかかりましたが、これらの点を勘案しますと24ページにあります他の数値指標とは若干性格が異なるのではないかと思います。

私達としては、宮城県独自の過去のいきさつや現在の状況、今後のことも踏まえた上で、むしろ県庁・人事課のほうできちんと目標数値を考えてほしい。そしてそのことが県庁内部のキャリア教育、女性のキャリア支援の拡充につながることへの期待を含めてそのように考えているということが1点ございます。

もう1つは、繰り返しますが阿部委員がおっしゃったように、計画期間の6年間では現実的にはそんなに変わらないのではないかとということがありまして私も同感でございます。

国で掲げているのは10年後の目標数値ですから、例えば10年後の目標数値を掲げるといことになりますと、やはり24ページにあります他の数値とは若干性格が異なる気がいたします。

10年後の2020年にどれぐらいの数値になるかということと、人事課の方で目標を立ててほしいというニュアンスなのですが、どういう形になりますでしょうか。

猪股専門監：人事当局と話をしないと具体的な答えはできないのですが、現況値はいまも公表しておりますし、現況値等の数値を公表すること自体は可能かと思います。

ただし、先ほどお話がありましたとおり、計画期間が6年でございますし、雇用均等法施行以前の採用世代がいままさに管理職世代に相当していますので、阿部委員がおっしゃった

ように、具体的な目標の設定はかなり厳しいということもございます

折衷的な案かもしれませんが、例えば本文中の管理職登用の箇所をもう少し強めた書き方にする、具体には10ページの施策の方向「(1) 政策・方針決定過程への女性の参画」の中で「10年後にこのぐらいの割合を目指して職員の登用を進めていく」といったような表現ができないかというものです。

国では30%という数値目標を掲げていますので、その辺を踏まえて「職員の現状を踏まえつつ、2020年にこのぐらいを目指して進めていく」といったような表記ができないものかと考えておりました。

小田中会長：国の方針を踏まえた形で、本文中に県庁内部の人事政策を進めていくことを書き込むというお話でございましたが、あるいはもう少し強めるとすれば、24ページと25ページには「数値指標」と「参考指標」がありますが、「2020年における管理職比率」をカテゴリーの3つ目として県庁内部で数値を出してほしいとする要望を加えることもあり得るのではないかと思います。

その辺のところも含め、具体的な書き方について御意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高木委員：猪股専門監がおっしゃった方向は極めて妥当だと思いました。

つまり、6年と10年とスパンが違うところで指標を出しても整合が図れないので、むしろ国で掲げている2020年30%という目標を踏まえて、本県としてもこの数字なり具体的に出せる数字を10ページの施策の方向の末尾に記載するなど、本文中に2020年に何%を目標に登用を図っていききたいということが書かれていれば、目標値以上に強いアピールになるかもしれません。

阿部委員：ただいまの高木委員の御意見に賛成です。

地方分権の中でも、地方自治体は国あるいは県を視野に入れながら取り組んでいる側面も事実ございます。

そういった視点からも、ファジーな表現にすることは避けるべきだと思いますし、本日のこの議論を知事にお伝えいただいた上で、ただいまの高木委員の御発言のとおり取りまとめいただければ一層の推進が図られると思います。

小田中会長：ありがとうございます。

高木委員の御発言ですと、猪股専門監がおっしゃった箇所に「国の方針を踏まえ、あるいは尊重しつつ、県としては2020年度に〇〇パーセントを目指していきたい」と記載し、パーセントについては県に一任するということです。

だいたいどれくらいになりますでしょうか。

高木委員：国の目標値が30%ですから、それよりも下回るとしてもなぜ下回るのか、その検証をきちんとしていただくことが、小田中会長がおっしゃった庁内での意識の涵養に非常に役に立つと思います。

管理職への女性職員の登用が難しいということを人事課でも検討していただいて、例えば10%であっても、なぜそうなのかということをお我々あるいは県民が納得できる、理解できるように出していただきたいと思います。

小田中会長：

国が掲げている目標は2020年30%ですが、県の管理職に占める女性の比率は現在4パーセントです。

この現況値が10年後の2020年度ではどのくらいになるのか、併せてその根拠を人事課・県から示していただき、その数値を書き込むということです。

また、以後については、この審議会での進行管理の過程において、具体には今後も審議会委員と県庁各部局との懇談会が継続されると思いますので、その中で、例えばなぜ7%なのか、10%なのかといったことについて御議論いただける機会はあるかと思っております。

それでは、御異論がなければ、さきほどの猪股専門監の御提案と高木委員からいただいた修正によりまして、本文中の10ページに「国の2020年30%を踏まえ、あるいは尊重しつつ、県としては同じ2020年度に〇〇パーセントを目指して取り組む」旨を記載するということ。また、そのパーセントは、人事課に問い合わせいただき、可能かつ妥当かつ達成したい、望ましい数値を入れていただくということ。さらに、そのパーセントの内容については、できればその根拠について付記した形で審議会にお戻しいただければありがたいということをお願いしてよろしいでしょうか。

他の委員の方々はそれでよろしいでしょうか。

そうしますと、これは参考指標からも削除するのか、それとも参考指標には残したままで本文に記載するのでしょうか。

高木委員：参考指標としては残すということですか。

小田中会長：それでは、参考指標として残すとした上で、数値指標に掲げるのではなく、本文中に2020年度の数値、県庁側の予想数値を書き込んでいただくということでまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは恐縮ですがいまの点につきまして、事務局である共同参画社会推進課から人事課に問い合わせをお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、(8)男女混合混合名簿についてです。

これにつきましては、パブリックコメントでの意見5件のうち4件が「目標値を掲げて推進」ということですが、県庁内部からは削除してほしいという要望が出されています。

前回の審議会でもそうでしたが、検討部会内部でも賛否両論があり、いろいろな意見があったということで、最終的に部会としては具体的なデータをまず出してほしいということ、それから、もしも削除するのであれば削除する具体的な根拠について、説明可能な根拠を示してほしいという形で担当部局に戻したところで、それに対して担当部局である教育庁からの回答が資料4の2ページ目以降ということになっています。

先ほど御説明がございましたが、佐藤委員からの意見が紙で提出されています。

また、前回佐藤委員から紙で提出された意見に対する教育庁からの回答がございましたが、すべて「既に実施されていることから目標指標化は難しいと考えます。」というものでございます。

それでは、これにつきまして、まず初めに部会長の高木部委員から部会での議論の状況等について、簡単に御説明いただいた上で御議論いただきたいと思います。

高木委員：検討部会では、参考指標であり、また毎年調査結果が公表されている「男女混合名簿導入率」とは、そもそもの名簿を対象としているものか、また、その名簿がどのように使用あるいは活用されているのかがわからないと議論が進められないというところで終了しています。

男女混合名簿の「名簿」は、具体的には出席簿と思われるということで、検討部会では出席簿の順番や実際の出席をとる順番などについて議論が行われました。

児童生徒達が自分たちが呼ばれる際に、あるいは自分たちが区別される際に、男女混合名簿であれば、あいうえお順などで呼ばれます。一方、男女別名簿があったとしても、それは児童生徒の目には触れないということですが、我々が危惧するのは男女別の区別です。

なぜそのように分けられているのか、ということの合理的な説明がないままに、我々の世代が経験したように、男性が最初で女性が後に呼ばれることが自然に刷り込まれてしまうようなことは好ましくないのではないかとということです。

なお、検討部会の中では、佐藤委員から実際に出席をとる順番についての調査は行われていないというお話があったのですが、男女混合名簿導入率を指標から削除すべきか、このまま残すべきかは、実際にどのように出席がとられているか、実態がわからないと判断できないというところで終了しています。

小田中：ありがとうございました。

検討部会からの要請に対して、教育庁が出した回答が、資料4の2・3ページと6・7ページになるのでしょうか。

この資料自体は大変興味深いのですが、要請と回答が若干食い違っているような気がいたします。

高木委員：男女混合名簿導入率の調査として実際に用いている調査票を6・7ページに別紙1と別紙2のとおり添付いただきましたが、本当に知りたいのは出席をとっている実態です。

つまり、出席簿が男女混合ではなく男女別になっていたとしても、実際に点呼する際には、席順などのように別な基準に従って点呼しているから、男性が先で女性が後、あるいはその逆といったようなことはないということがわかればいいのですが、それを知りたいということなのです。

男女混合名簿を指標に残して欲しいという立場からすれば、健康診断に関する表簿ですとか、公簿としての卒業台帳など、児童生徒の目に触れないようなものを問題にしているのではないのです。

まさに、区分けや区別されることについての合理的な基準が示されないままに児童生徒が呼ばれる、あるいは区別されるということはないのか、その辺のところはどうなのか、ということをお聞きしたわけです。

ですから、資料4の2ページに教育庁の見解として、「しかしこの点についても、出席簿の記載順にかかわらず、小学校では五十音や席順、グループ順に呼ぶ等、一日のスタートを児童が楽しみをもって迎えられるよう工夫されています。また、中学校でも、座席順、教科の特性等に応じ教師の工夫により様々な方法で点呼されています。」とありますが、まさにポイントはそこだと思います。

そこには「様々な方法で点呼されています。」あるいは後段に「男女別などの特定の順序にならないような指導がなされています。」と記載されていますが、この実態を知りたいということなのです。

「指導がなされています。」といっても、1つや2つのサンプリングをもって「やっています」ということでは困ります。まさに聞きたいのそこなのです。

他の委員の方で違うということがあればおっしゃっていただきたいのですが、その辺の検証がきちんとなされていて、男女混合名簿でなくとも点呼の際には男女の区分けや区別なく実施されていることが、データとして示されれば、男女混合名簿は指標としてはあまり意味がなくなると思います。

しかし、今回提示いただいた資料、データからはその辺が見えないということなのです。

小田中会長：ありがとうございました。

佐藤委員：時間もございませんので、かいつまんでお話をさせていただきます。

資料4の8・9ページのとおりでございまして、お読みいただいたとおりでございます。

他の項目で掲げられた指標は、それぞれの「施策の方向」のどれかに対応するように設定されていますが、男女混合名簿導入率の指標はどの「施策の方向」に対応するのかが明確ではないように思われます。

他の項目が100%に達するなどして指標から削除される中で、学校教育分野ではこの男女混合名簿導入率だけが残ってしまい、結果的にパブリックコメントによる意見がこの指標に集中してしまったように思われます。

「施策の方向」の(1)～(3)に対応する指標として、新しい指標の例を5項目ほど提案させていただきましたが、これら5つの項目は、既に学校教育現場では実施されているものだと承知した上であえて提案させていただいたものでございます。

つまり、学校教育分野における指標について、さらに別の指標を模索したほうがいいのか、それともこれ以上適切な指標は模索できないのか、その岐路に立っているような気がいたします。

男女混合名簿に関して、そこまでクローズアップしなければならない根拠がよくわかりません。

小田中会長：ありがとうございます。

槇石委員：そのことは、先ほど高木委員がおっしゃった御説明のとおりだと思います。

理念性のものを指標化するというのはなかなか難しいことです。

理念を具体化していくための指標は、我々だけでなく、一般の保護者や地域の人達にも見やすいことが必要だと思うのです。

男女混合名簿導入率として、公立小学校が88%、公立中学校が49%という数値が現況値として示されていますが、これには仙台市内の小・中学校の数値が含まれています。

先ほども仙台市のことを申しましたが、仙台市内の小・中学校はもともと2001年度頃から数値が高かったはずで、小学校については9割を超えていました。

ですから、仙台市を除いた県内の小・中学校の状況や具体的なあり方を考えますと、私はまだまだこの男女混合名簿を指標に位置づける意味がかなりあるものと思っています。

それから、現計画の参考指標としていた県立高校の共学化率が100%になりました。

これからまさにその実態や動向などを注視、検証すべきだと思うのですが、1つ1つの学校ごとにそれぞれの特色や歴史的な背景がございまして。

だとすれば、男女混合名簿はどうなっているのかといった切り口でしか、いまの学校状況を見ることができないのではないかと思うのです。

また、先ほども申しましたように、男女混合名簿導入率についてはもっと詳しい現状を載せる必要があるということ、そして目標値は100%とすべきと思っていますし、答申中間案の段階から県立高校が抜け落ちています。

パブリックコメントにおいても、男女混合名簿導入率に関しては非常に多くの意見が寄せられていますし、これらは大きな関心事だと思いますので、私達はこれらの意見を真摯に受

け止める必要があると思っております。

金子委員：佐藤委員がおっしゃることはよくわかります。

宮城県に限らず他府県や市町村で、なぜ男女混合名簿を指標としているのか興味がありまして、内閣府のホームページで調べてみました。

どこで使い始めたかはわかりませんが、内閣府の用語説明というところをみていましたら、男女別にすることによって男女の優劣であるとか、主従関係であるとかの意識づけがされるので、そういった意識づけを解消するために男女混合名簿を使用することから始まったというようなことが書かれてありました。

確かに意識づけ解消のためには、男女混合にするというのは理解できますが、指標になっていますこの「男女混合名簿導入率」という表現なり内容が気になります。

高木委員がおっしゃるように、教育庁からの回答では実態が見えないということは確かにそのとおりだと思いますが、出席確認の点呼時に男女混合名簿の「使用率」が100%であれば、それはもう達成したということなのですが、指標の「導入率」という表現が先歩きして全国に広まったというのが本当のところではないかと思えます。

佐藤委員：私も同感です。

高木委員がおっしゃったように、子ども達に対する時の問題であって、学校で作成している書類や公簿などが男女別名簿であっても、子どもの目に触れなければ問題ないということだと思います。

出席確認の実態を調査するとしたら、大変な困難が伴うと思います。

出席確認の仕方については、担任によって違うということがございますし、同じ担任でも学期ごとに違っているかも知れないといったようにいろいろな形態がありまして、それらを具体的に調査するにはかなりの時間と労力を要するものと思われまます。

どうしても必要だということであれば調査しなければならないかも知れませんが、いずれ、指標の「導入率」というのは、ただいま金子委員がおっしゃった意味でお考えいただいたほうが良いと思います。

ただし、その調査結果についてもあくまでも一面的なものだと思っておりますので、その調査結果が、果たして学校教育における男女共同参画推進のバロメーターになり得るかは疑問です。

小田中会長：他に御意見ございますでしょうか。

高木委員：何度も繰り返すようで恐縮ですが、男女混合名簿の「導入率」という言葉が一人歩きする危険性については、金子委員が御指摘したとおりだと思います。

また、男女混合名簿に関して、内閣府の記述を紹介していただきましたが、男女混合名簿を指標に残すべきだと考えている私も含めた委員の方々が考えているところは、まさにそこだと思っております。

それから、ただいまの佐藤委員の疑問にお答えすれば、それぞれの施策に指標が対応していないのではないかとということでもございましたが、要はその根本にある問題だと思っております。

学校教育における男女共同参画の推進において、小学校や中学校はまさに教育の効果が顕著に現れる時期であり、最も大事な時期であると思えますし、そういった時期にそのように扱われることについて、いらざる偏見なり誤解なりを与えないことが基本だと思うのです。

どの施策に対応するか、というよりもその施策全般の底辺に流れる考え方、根本的なものであり、それを実現するための非常に有効かつ強力な手段が教育だと思っております。

佐藤委員がおっしゃるように、先生方には男女別に区分するの必要のない場面で児童生徒を男女別に区分けしている認識はないということは十分承知していますが、児童生徒あるいは保護者の人達はそれをどう受け取るのかという視点を忘れないでいただきたいということなのです。

金子委員がおっしゃるように、指標項目の表現を変えるということはあると思えます。

おそらくその辺は佐藤委員も同じ意見でいらっしゃると思えますし、その辺の工夫は必要だろうと思えます。

とは申しましても、実際に調査結果が出てくるまでの間は、指標から削るというよりは指標として残しておいたほうがよろしいかと思えます。

小田中会長：検討部会においても御議論された佐藤委員と高木委員の御発言を伺っておりまして、一面では対立していながらも、他面ではおっしゃっていることはあまり変わらないように感じました。

要は、実際に点呼や整列などをする際の具体的な場面でどうなっているのかということが

問題であって、男女混合名簿そのものは子どもの目にも触れませんし、先ほど金子員委員が言われたように「言葉の一人歩き」という危険もございます。

ですから、何らかの形で指標として残すのであれば、男女混合名簿を導入しているかどうかということではなく、もう少し具体的な実態に沿った指標、むしろ子ども達の目につくようなものを指標にすべきであるという点では、佐藤委員や高木委員の御意見はそんなに離れているようには思いませんでした。

そうはいつても、そのような実態調査は多大な負担を伴うことを佐藤委員が危惧されておりましたが、私も同感です。

ここで、確認したいのですが、資料4の6ページと7ページにある「別紙1」と「別紙2」は実際の調査に使われている調査票なのでしょうか。

猪股専門監：教育庁においてこれで調査しております。

小田中会長：実際に毎年使われている調査票ということですか。

このような調査をなされているのであれば、例えば整列の仕方がどうなっているかということとはわかるのでしょうか。

猪股専門監：調査項目の集計状況などは教育庁に確認が必要ですが、実際にこの調査票で調査をして男女混合名簿導入率の調査結果を毎年度公表してきています。

詳細な内訳は教育庁で把握していると思います。

小田中会長：個人的には、名簿自体がどうかというよりは、むしろ整列や点呼の順序などのほうが問題であると思います。

一方では、そのためには男女混合名簿が必要だという考え方もあると思いますが、男女混合名簿があるかどうかというよりは、具体的に子ども達の目にどう映るかということのほうが大事ではないかという気がいたします。いかがでしょうか。

槇石委員：ただいま子ども達の目にどう映るかとか、名簿は子ども達の目には触れないとか、先生によっては名簿どおりに点呼しなかったりと出席確認の点呼順序は先生によって異なるとか、いろいろな御意見があったかと思いますが、私はだからこそ必要だと思っています。

学校教育現場において、整列1つをとっていてもいろいろな整列をする場面があるわけです。具体的には、例えば卒業式での整列や毎朝の朝礼での整列などがありますが、それぞれ意味が違ってきますし、各学級の中での性別もあると思います。

ですから、そのような具体的な実態について、ましてや全県的に調査するというのは非常に難しいと思いますし、さらに、その調査結果を参考的なものさしにすることも難しいと思われま。

そうした時に、教育庁から示していただいた資料4の6ページの「別紙1」のとおり、名簿にはこのような種類があって使われているということですが、総体として、名簿のあり方というのが、学校教育の中では大きな力を持っているものと拝見いたしました。

だとすれば、児童生徒には見えなくても、学校現場、先生方に対する意味合いは大きいと思います。

ですから、多少、理念先行の発想かもしれませんが、やはり名簿が男女混合になるという意味は非常に大きいと思います。

また、小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合を見ても本県は低いと思います。そういう意味からも、やはりものさしの一つとして残すべきだと考えております。

小田中会長：ありがとうございます。

なかなか難しいところだと思いますが、他の委員の方はいかがでしょうか。

田澤委員：皆さんのお話を伺っていてこの施策の厚みというものを感じました。

地域で小・中学校の役員の方、地域リーダーの方、学校の先生方と勉強会を行ったことがありました。

男女混合名簿に関しては、子どもたちの自尊感情と自己肯定感が増すのではないかという御意見が出ました。

もう1つは、生徒との関係で名簿に従って点呼するというだけでなくいろいろな作業や授業を通じて、生徒との関係も良くなるという面も出てきたという感想でした。

それから、教師の方々から必ずしもジェンダーということに関して深く勉強してきたわけではないが、学ぶきっかけとなったということを伺いました。

生徒との関係と、それから教師自身も育てられるということも一面としてあったということ伺っています。

男女混合名簿という意識付けについての意味の捉え方を伺ったように感じます。

小田中委員：ありがとうございます。他に御意見ございますでしょうか。

いろいろな御意見が出まして取りまとめが難しいところですが、佐藤委員にお伺いいたします。

具体的な行動を指標にすることは、それだけではできないということでしょうか。

つまり、具体的な点呼や整列ということについて、子ども達の目に見えるものを指標にするということは、やはり男女混合名簿を前提としなければ無理ということなのでしょうか。

佐藤委員：具体的にどのような場面を何種類設定してどのように調査するかというのは、現実問題としてかなり難しいと思います。

横石委員がおっしゃった理念としての意味合いというは理解はできるのですが、学校教育の分野においてなぜ男女混合名簿導入率だけが指標になっているのか、他の指標はないのか、男女混合名簿導入率と並列して別な指標もあるのが自然ではないかと思えます。

どうしても、男女混合名簿導入率だけが学校教育分野の理念、象徴であるというように見えてしまいます。

この男女混合名簿導入率については、例えば出席簿に限定して調査すれば容易に数値が算出できることや数値として扱いやすいといったような観点で当初設定されたやに聞いておりますが、学校現場でもこれまでの間いろいろな努力をしてきておりますし、相当の年数を経る中で、男女混合名簿導入率だけが依然として指標として残っていることに関してはどうしても納得することができません。

同じことの繰り返しになってしまいますので、これ以上意見を述べることは差し控えたいと思います。

小田中会長：一委員として発言させていただきますと、私自身は、先ほど申し上げたとおり、例えば整列や席替えなどの具体的な場面でどうなのか、ということのほうに関心がございますが、教育庁で実施している調査の中にも「朝会、運動会等の整列」の設問がありますが、個人的には男女混合名簿導入率よりもそちらのほうに関心がありますし、大事ではないかと思っています。

ただし、そのような調査が困難ということで、男女混合名簿が前提となって整列の問題、あるいは点呼の問題があるとなれば、私が申しましたことはあり得ない選択になりますので、どうしても前提となる男女混合名簿を残すかどうかということに戻ってきてしまっていて、取りまとめが難しくなってしまう気がいたします。

他の委員の方はいかがでしょうか。

今野委員はいかがでしょう。菅原委員はいかがでしょう。阿部委員はいかがでしょう。

阿部委員：難しいところだと思います。

先ほど高木委員が発言されたとおりでと思いますが、例えますと、百科事典の必要性については誰も異議のないところだと思うのですが、要はその百科事典を現場で上手に使い分けるかどうかではないかと思っています。つまり、例えました百科事典が男女混合名簿です。

小学校や中学校で過ごす9年間は成長期の大切な時期ですし、まさに先ほどお話のありました理念として必要だと思います。

ただし、理念はなくなる訳ですから、あくまでもそういう位置付けであって、必要だけれども指標としてはいかがなものかと思っています。

金子委員：男女混合名簿導入率の現況値は、公立小学校88%、公立中学校49%となっておりますが、逆に言えば、男女混合名簿を導入してない公立小学校が12%、公立中学校が51%あるということになります。

「男女混合名簿を導入してない」ことが即ち「男女別名簿を使用している」ということであれば、「男女混合名簿導入率」は指標になり得ると思えますが、教育庁からの回答ではその辺が確認できないように感じます。

高木委員：会長としては取りまとめが難しい局面だと思いますが、現実的な選択として、指標として残すか、あるいは削るかといった二者択一となった場合、私は削ってしまうことによるデメリットのほうが極めて大きいと思います。

むしろ、佐藤委員や小田中会長がおっしゃったとおり、学校教育現場で男女の不合理的な区別などが行われていないことを示すための追加的な指標、例えば、点呼の際に男女混合で呼んでいる、あいうえお順で呼んでいるなどの調査結果を指標に付け加えて、その指標が100%に達したことを示せば、男女混合名簿導入率を指標に残す意味がなくなります。

ですから、その時に指標から削除すればいいのであって、いまの時点で「男女混合名簿導入率」を指標から削除することはないと考えます。

阿部委員がおっしゃったとおり理念という意味合いが非常に強いのですが、言われておりますいろいろな危惧が払拭されていない中で、いま「男女混合名簿導入率」を指標から削ってしまうと、逆に危惧あるいは懸念を持たれる恐れがあると思います。

ですので、あえてメリット、デメリットを考えた場合、現時点では、指標から削除することによるデメリットのほうが大きいと判断せざるを得ないと思います。

それから教育庁からの回答において、指標から削除すべきとする理由に「事務処理上の煩雑さ」という記載がございます。

学校の先生方が大変多忙だということは十分承知しているつもりですが、名簿について申し上げますれば、いまはエクセルソフトなど、電子データで容易に作成できますので、理念と対立するような「煩雑さ」を理由の1つとされたことは残念に思います。

小田中会長：安藤委員はいかがでしょう。他の委員はいかがでしょう。

ただいまのお話のとおり理念と実態を示すことのできる代替指標があればよろしいのですが、それはなかなか難しいということでしたので、最終的には指標として残すかどうかの二者択一になるのではないかと思います。

対応案として、計画の本文中に入れ込むことも考えましたが、ただいまの高木委員の御発言のとおり削除することのデメリットのお話もありましたので、本文中に入れ込むわけにもいかないと感じております。

相対立する見解も出ましたが、それぞれ意義のある御意見をいただいたと考えております。個人的には、実態に迫る指標を掲げられないものかと思っておりましたが、なかなかそれは難しいということでもございましたので、最終的には宮城県男女共同参画推進条例の規定では「会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」とされていますので、皆様方の多数決で決めざるを得ないと思いますがいかがでしょうか。

(出席者した委員間において、採決の方法等について協議)

小田中会長：現計画では、参考指標として、公立小学校・公立中学校・県立高校の男女混合名簿導入率を掲げています。

それに対して答申中間案は、参考指標として、公立小学校と公立中学校の男女混合名簿導入率のみを残すことで決定されました。

次に、答申中間案に係るパブリックコメントの実施後に開催した検討部会では、公立小学校と公立中学校についても参考指標から外してよいという意見と残すべきだという意見があったということでもございます。

本審議会におきまして、これに対して採決するわけですが、初めに男女混合名簿導入率そのものを参考指標から外すかどうかについて可否を取ります。

外すということになった場合はそこで終了です。

それから、外さないということになった場合には、小・中・高校という現計画の参考指標をそのまま踏襲するのか、それとも答申中間案のとおり、小・中学校のみを参考指標とするのかということについて可否を取ることになりますが、小・中学校のみにすることが変更になりますので、小・中学校のみにするかどうかについて可否を取る、という順番で2回採決するということになります。

よろしいでしょうか。

それでは、宮城県男女共同参画推進条例第20条第3項「会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」によりまして、単純に挙手でやりたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、まず初めに、参考指標から男女混合名簿導入率を外すかどうかについて採決したいと思います。

外すという提案についての過半数ということを決したいと思います。

それでは、参考指標から外すという御提案に賛成の方は挙手願います。

(4名が挙手)

小田中会長：4名でございます。ありがとうございました。

それでは、御提案に反対の方は挙手願います。

失礼しました。参考指標から外すという提案についての過半数ということでの採決でしたので、参考指標に残すということになりました。

続きまして、参考指標に残すという場合に、県立高校を外すかどうかについて採決したい

と思います。

高木委員：恐縮ですがここで1つだけ御報告させていただきます。

検討部会では、小・中学校について議論が集中して、県立高校を外すかどうかについての議論はほとんど無かったということを御報告しておきます。

小田中会長：高木委員から、検討部会では県立高校についてはあまり議論がなかったという御報告がありました。

現計画の参考指標からの変更が部会案ですので、県立高校を外すということに賛成かどうかということについて採決したいと思います。

参考指標から県立高校を外すことに賛成の方は挙手願います。

(挙手する者なし)

これはいらっしゃいません。

それでは現計画のままということになります。ありがとうございました。

それでは、ただいまの決定をもちまして、所要の修正等を行いまして知事に答申いたしますが、細かな文言修正等については、正副会長と事務局に一任いただいて修正作業を進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

高木委員：本日の審議会の中で、小田中会長、阿部委員や佐藤委員などから出された意見というのは非常に貴重な御意見だと思っています。

そこで、小田中会長が話された実態に迫る指標あるいは実態を測れる指標について、審議会としても今後検討していくというような、審議会としての意見を付記する形をとれないものでしょうか。

小田中会長：いかがでしょうか。

佐藤委員：そのようにしていただければ幸いです。実質的に理念が活かされているかどうかということが大事だと思います。

小田中会長：そうしますと、その点について反対な方はいらっしゃらないと思いますが、どのような形で付記するかにつきまして御意見をいただきたいと思います。

参考指標の該当項目の下欄に「より実態に即した指標がないかどうか今後も検討を続ける」と書き込む、あるいは計画の本文中に入れ込むことなどが考えられます。

槇石委員：先ほども申しましたが、男女混合名簿導入率として、公立小学校が88%、公立中学校が49%という数値が現況値として示されていますが、これには仙台市内の小・中学校の数値が含まれています。

24ページの下欄を見ますと「仙台市の数値を含まない」という指標もあるようです。

仙台市内の小・中学校は、2001年の段階で男女混合名簿導入率が92%という高い数値だったと思いますので、仙台市分を除くとどのような数値になるのかなど、計画の本文でもよろしいのですが、その辺りをどこかに記述いただければありがたいと思います。

小田中会長：ただいまの点につきましても、正副会長と事務局で検討したいと思います。

次に、資料4の5ページ「3 文章の修正について」です。

まず、「(1) 担当部局からの提案(教育庁)」ですが、これは既に行われている理由から削除してほしいということでございます。

実際に行われているということですので、これは削除して結構かと思いますがいかがでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、「(2) 担当部局からの提案(経済商工観光部)」です。

これは文言を的確にすると同時に「宮城県多文化共生社会推進計画」に合わせた文言修正かと思えます。

いかがでしょうか。ありがとうございます。

こちらにつきましても、提案のとおり修正するというので修正作業を進めてまいりたいと思います。

不手際で大変時間がかかりましたが、以上のとおり若干文言等の修正を加えまして作成いたします。

なお、答申に当たりましては、審議会側からの出席者、日時等について、今後事務局と調整しながら決定いたしますとともに、最終的な答申書は皆様方に御送付いたしますのでよろ

しくお願いいたします。

(3) その他

小田中会長：それでは、「その他」として何かございますでしょうか。
他にございませんようですので、これで議事を終了いたします。

4 その他

事務局：小田中会長，議事進行ありがとうございました。
ここで、次第の「4 その他」として、事務局から1点連絡をいたします。

事務局：先ほど小田中会長からもお話をいただきましたが、本日の審議会の決定に基づきまして、正副会長との調整を踏まえて、文言等の修正作業を行ってまいります。
事務局からは以上でございます。

5 閉会

司会：以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。
大変お疲れ様でございました。